

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(代決) 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。				(代決) 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。			
(1) 本庁における代決				(1) 本庁における代決			
決裁権者		代決権者		決裁権者		代決権者	
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者
[略]				[略]			
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、台風災害復旧復興推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長（評価課長を除く。）、担当課長若しくは特命課長			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、台風災害復旧復興推進室長、 <u>国際室長</u> 、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	政策監、調整監、ふるさと振興監、 <u>地域振興監</u> 、地域連携推進監、 <u>国際監</u> 、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長（評価課長及び <u>県北沿岸振興課長</u> を除く。）、担当課長若しくは特命課長		
[略]				[略]			
所長	当該事務を担当する担当課長			所長	当該事務を担当する担当課長又は所長があらかじめ指定する職員		
広聴広報課総括課長	報道監又は総括課長があらかじめ指定する職員			広聴広報課総括課長	報道監又は当該事務を担当する特命課長	総括課長があらかじめ指定する職員	
[略]				[略]			
ふるさと振興監	[略]			ふるさと振興監	[略]		
地域連携推進監	[略]			地域振興監	県北沿岸振興課長又は地域振興監があらかじめ指定する職員		
地域連携推進監	[略]			地域連携推進監	[略]		
競馬改革推進監	[略]			国際監	国際監があらかじめ指定する職員		
[略]				[略]			
[略]				[略]			
(2) 出先機関における代決				(2) 出先機関における代決			
機 関	決裁権者	代決権者		機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者
広域振興局	盛岡広域振興局長	[略]		広域振興局	盛岡広域振興局長	[略]	
		主管の部長	[略]			主管の部長	[略]
	[略]					審査指導監	
	県北広域振興局長	[略]			[略]		
		主管の部長	[略]		県北広域振興局長	[略]	
	主管の部長	[略]		主管の部長	[略]		
	盛岡広域振興局副局長及び沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）	主管の部長	[略]		盛岡広域振興局副局長及び沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）	主管の部長	[略]
	県南広域振興局副局長	主管の部長	[略]		県南広域振興局副局長	主管の部長	[略]

	沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長	主管の行政センター 所長	[略]
	[略]		
	土木部長	[略]	
	特命参事	[略]	
	[略]		
[略]			

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長（復興局及び国体・障がい者スポーツ大会局を除く。）にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5)

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号及び第13号において同じ。）。)

(7)～(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 第6号、第8号及び第17号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）に関する事。

(20) 第12号、第15号及び第16号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(21) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、台風災害復旧復興推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。)

(1)～(4) [略]

(5) 首席I L C推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇

		主管の審査指導監	
	沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長	主管の行政センター 所長	[略]
		審査指導監	
	[略]		
	土木部長	[略]	
	審査指導監	特命課長又は審査指導監があらかじめ指定する職員	
	特命参事	[略]	
	[略]		
[略]			

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の普通財産の交換に関する事。

(13) 1件の金額又は見積りの価格500万円以上（法人その他の団体からの場合は、1,000万円以上）の寄附の受入れに関する事（税務課の主管に属するものを除く。）。)

(14) [略]

(15) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長（復興局長を除く。）にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5)

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号までにおいて同じ。）。)

(7)～(13) [略]

(14) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関する事。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 第6号、第8号及び第18号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）に関する事。

(21) 第12号、第16号及び第17号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(22) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。)

(1)～(4) [略]

(5) 首席I L C推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課

その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 首席 I L C 推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。第6号から第8号までにおいて同じ。）。

(5)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 第14条第1項第15号に規定するもの以外の国庫支出金に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第7号及び第10号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）、政策監、調整監、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

(秘書広報室の室長、総括課長及び課長の専決事項)

第20条 秘書課の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

行幸啓課長専決事項

(1) 行幸啓、行啓及びお成りの企画及び調整に関すること。

2 広聴広報課の分掌事務について、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

秘書広報室長専決事項

(1) 広聴及び広報の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関すること。

(2) 県民室の運営管理に関すること。

(3) 公益通報の調整に関すること。

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 首席 I L C 推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては、復興推進課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。）。

(5)～(7) [略]

(8) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の普通財産の交換に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) 第14条第1項第16号に規定するもの以外の国庫支出金に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 第7号及び第11号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長、所長若しくは監（総括課長、所長又は監が直接事務を担当する場合に限る。）、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

(秘書広報室の室長及び総括課長の専決事項)

第20条 広聴広報課の分掌事務について、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

秘書広報室長専決事項

(1) 広聴及び広報の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関すること。

(2) 県民室の運営管理に関すること。

(3) 公益通報の調整に関すること。

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

管理課長専決事項

(1) 岩手県公会堂の管理に関すること。

入札課長専決事項

(1) [略]

[略]

2～5 [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) [略]

[略]

防災消防課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 総合防災センターの管理に関すること。

(10)～(17) [略]

[略]

8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) 地域経営推進費に関すること（市町村課の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 地域経営推進費に関すること（市町村に交付するものに限る。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

3・4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

県北沿岸・定住交流課長専決事項

(1) 定住交流の促進に関すること（地域連携推進担当の主管に属するものを除く。）。

(2) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること。

入札課長専決事項

(1) [略]

[略]

2～5 [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。

(13) [略]

(14) [略]

[略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。

(7) [略]

[略]

防災消防課長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 岩手県立総合防災センターの管理に関すること。

(10)～(17) [略]

[略]

8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) [略]

(2) [略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

3・4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長、地域振興監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

地域振興監専決事項

(1) 地域経営推進費に関すること。

(2) 定住交流の促進に関すること。

(3) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること（県北沿岸振興担当の主管に属するものを除く。）。

(4) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること（県北沿岸振興担当の主管に属するものを除く。）。

(5) コミュニティ対策に関すること。

県北沿岸振興課長専決事項

(1) 県北沿岸地域の振興に係る施策の実施に関すること。

(3) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること。

(4) コミュニティ対策に関すること。

[略]

6 [略]

[略]

6 [略]

7 台風災害復旧復興推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整に関すること。

台風災害復旧復興推進課長専決事項

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。

台風災害現地対策課長専決事項

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

8 国際室の分掌事務について、室長、国際監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 国際交流及び国際協力に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 多文化共生の推進に係る施策に関すること。

(3) 国際施策の総合的な企画に関すること。

(4) 国際人材の育成に係る施策に関すること。

国際交流担当課長専決事項

(1) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。

(3) 一般旅券の発給に関すること。

(4) 多文化共生の推進に係る施策の実施に関すること。

国際監専決事項

(1) 国際施策の総合的な調整に関すること。

(2) 国際人材の育成に係る施策の実施に関すること。

(3) 外国の地方公共団体等との提携の実施に関すること。

(4) 海外への情報の発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（文化スポーツ部の部長、総括課長、担当課長及び指定職員の専決事項）

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び指定職員（部長が指定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 文化芸術の振興に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 文化芸術関係団体の育成及び指導に関すること。

(3) 世代間及び地域間の文化交流に係る施策に関すること。

(4) 世界遺産の普及啓発に係る施策に関すること（文化遺産に係るものに限る。）。

文化芸術担当課長専決事項

(1) 文化芸術の振興に係る施策の実施に関すること（文化交流担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 文化施設の設置及び運営の指導及び助言に関すること。

(3) 岩手県民会館及び岩手県公会堂の管理に関すること。

文化交流担当課長専決事項

(1) 世代間及び地域間の文化交流に係る施策の実施に関すること。

(2) メディア芸術の振興に係る施策の実施に関すること。

世界遺産担当課長専決事項

(1) 世界遺産の普及啓発に係る施策の実施に関すること（文化遺産に係るものに限る。）。

指定職員専決事項

(1) 岩手県民会館に係る休館日以外の日における臨時の休館又は休館日における臨時の開館の承認に関すること。

2 スポーツ振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び指定職員の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) スポーツの振興に係る施策に関すること。

(2) スポーツ関係団体の育成及び指導に関すること。

生涯スポーツ担当課長専決事項

(1) 生涯スポーツの振興に係る施策の実施に関すること。

(2) 社会体育施設の設置及び運営の指導及び助言に関すること。

(3) 岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、岩手県営野球場、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

競技スポーツ担当課長専決事項

(1) 競技スポーツの振興に係る施策の実施に関すること。

(2) 県教育委員会、市町村教育委員会、県立学校及びスポーツ関係団体との連絡調整に関すること。

指定職員専決事項

(1) 岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係る次の事項に関すること。

ア 占用の許可

イ 占有期間の満了等に係る原状回復等の措置についての指示

ウ 占有の許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為若しくは工事の中止等の命令及び当該処分に係る聴聞

エ 届出（県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）第11条第6号に係る届出を除く。）の受理

(2) 岩手県営体育館及び岩手県営武道館に係る休館日以外の日における臨時の休館又は休館日における臨時の開館の承認に関すること。

(3) 岩手県営野球場及び岩手県営スケート場に係る休場日以外の日における臨時の休場又は休場日における臨時の開場の承認に関すること。

3 ラグビーワールドカップ2019推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）の開催準備の総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の開催準備の総合的な調整に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会の運営の企画に関すること。

総務企画担当課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

大会運営担当課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営の実施に関すること。

（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

2～5 [略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物施設整備課長専決事項

(1) [略]

7 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 若者活躍支援に係る施策に関すること。

(3) [略]

(4) 女性活躍支援に係る施策に関すること。

[略]

NPO・協働課長専決事項

(1)～(3) [略]

（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

温暖化・エネルギー対策課長専決事項

(1) 岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

2～5 [略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物施設整備担当課長専決事項

(1) [略]

7 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) 文化芸術振興に係る施策に関すること。

(4) 国際交流及び国際協力に係る施策に関すること。

(5) 若者活躍支援に係る施策に関すること。

[略]

NPO・文化国際課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを

除く。)。。

(5) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。

(6) 一般旅券に関すること。

文化振興担当課長専決事項

(1) 文化芸術振興に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2～4 [略]

5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(16) [略]

(17) 岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関すること。

[略]

6・7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 国際観光の促進に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

観光振興担当課長専決事項

(1) 観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(4) [略]

(5) イベントに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 国際観光の促進に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

。

(7) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(8) オートキャンプ場の管理に関すること。

宣伝誘客担当課長専決事項

(1) 観光キャンペーンその他の観光の宣伝に関すること。

(2) 平泉の文化遺産を活用した観光の振興に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。

5 雇用対策・労働室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

労働課長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) 岩手県勤労身体障がい者体育館の管理に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

6 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、いわて子どもの森及びいわてリハビリテーションセンターの管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2～4 [略]

5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(16) [略]

(17) 岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターの管理に関すること。

[略]

6・7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。

(11) [略]

国内観光担当課長専決事項

(1) 国内観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(4) [略]

(5) 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

国際観光担当課長専決事項

(1) 国際観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

5 雇用対策・労働室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

労働課長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

6 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) [略]

[略]

8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 家畜及び家禽（養蜂を含む。）の改良増殖に関すること。

(6)～(12) [略]

畜政担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所との連絡調整に関すること。

(3)・(4) [略]

振興・衛生課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 養蜂及び養鶏の指導に関すること。

(7)～(9) [略]

10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 森林施業計画の変更に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

計画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 森林施業計画変更の助言に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

12・13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 種市漁港休養施設の管理に関すること。

[略]

15・16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

第26条 [略]

2～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。

(13) [略]

[略]

8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 家畜及び家禽（養蜂を含む。）の改良増殖に関すること。

(6)～(12) [略]

畜政担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構との連絡調整に関すること。

(3)・(4) [略]

振興・衛生課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 養蜂及び養鶏の指導に関すること。

(7)～(9) [略]

10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

計画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

12・13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 岩手県立種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。

[略]

15・16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(20) [略]

(21) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく公表に関すること。

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

[略]

10・11 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長、総括課長、特命参事及び担当課長の専決事項)

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の総合的な企画に関すること。

副局長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の総合的な調整に関すること。

総括課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の企画及び調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。

(3) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動の企画に関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の特別接伴に係る関係機関との連絡調整に関すること。

企画広報担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の広報に関すること。

県民運動担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動の実施に関すること。

2 施設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場に関すること。

(3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る警備及び消防の企画に関すること。

(4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る輸送及び交通、宿泊及び衛生並びに医療及び救護の企画に関すること。

施設調整担当課長専決事項

(1) 国体の競技施設の整備に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の施設整備及び管理に関すること。

(3) 国体及び障害者スポーツ大会に係る警備及び消防の実施に関すること。

輸送・交通担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会に係る輸送及び交通の実施に関すること。

宿泊・衛生担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生の実施に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会に係る医療及び救護の実施に関すること。

3 競技式典課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 国体の競技運営の企画に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典の企画に関すること。

特命参事専決事項

(1) 県教育委員会、市町村教育委員会及び県立学校との連絡調整に関すること。

競技担当課長専決事項

(1) 国体の競技運営の実施に関すること。

式典担当課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の式典の実施に関すること。

4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 障害者スポーツ大会の大会運営の企画に関すること（他課等の主管に属するものを除

(1)～(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

[略]

10・11 [略]

く。)

(2) 障害者スポーツ大会の競技運営の企画に関すること。

大会運営担当課長専決事項

(1) 障害者スポーツ大会の大会運営の実施に関すること。

大会競技担当課長専決事項

(1) 障害者スポーツ大会の競技運営の実施に関すること。

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) [略]

[略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 前項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長及び局付の休暇その他の服務に関すること。

(5)～(7) [略]

3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、県北広域振興局長は、次に掲げる事項(副局長の権限に係るものを除く。)を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長(県北広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。)の服務に関すること。

(5)・(6) [略]

(7) 特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(8)～(11) [略]

(副局長専決事項)

第30条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(6) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(7) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長(保健福祉環境部保健福祉室長に限る。)の服務に関すること。

(9) [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。)は、次に掲げる事項を専決することができる(行政センターに係るものを除く。)

(1)～(3)

(4) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。

(13) [略]

[略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 前項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長、審査指導監及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 部長、審査指導監及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務に関すること。

(5)～(7) [略]

3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、県北広域振興局長は、次に掲げる事項(副局長の権限に係るものを除く。)を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長、審査指導監(久慈審査指導監の審査指導監に限る。以下この項において同じ。)及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること

(3) 部長、審査指導監及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長(経営企画部県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。)の服務に関すること。

(5)・(6) [略]

(7) 特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(8)～(11) [略]

(副局長専決事項)

第30条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(6) 部長、審査指導監(奥州審査指導監の審査指導監に限る。以下この項において同じ。)及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること

(7) 部長、審査指導監及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長(保健福祉環境部保健福祉室長に限る。)の服務に関すること。

(9) [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。)は、次に掲げる事項を専決することができる(行政センターに係るものを除く。)

(1)～(3)

(4) 部長、審査指導監(釜石審査指導監の審査指導監に限る。以下この項において同じ。)及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること

- (5) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部県税室長に限る。）の服務に関すること。
- (7) [略]

5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(3) [略]
- (4) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (5) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 行政センターの所長及び農業改良普及室長の休暇その他の服務及び行政センターに置く室の長（農業改良普及室長を除く。）の服務に関すること。
- (7) [略]

6 [略]

(部長等共通専決事項)

第31条 広域振興局の部長及び行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり（北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、第8号に掲げる事項を除く。）とする。

- (1) 部又は所の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2)～(11) [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

部長	経営企画部長、総務部長、県税部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、水産部長及び土木部長
[略]	

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
6 会計事務の実地検査に関すること。		○			

2 広域振興局の経営企画部企画推進課長、総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部企画推進課長	総務部総務課長	経営企画部管理主幹	経営企画部地域振興センター管理主幹	
[略]					
3 [略]	[略]				
4 会計事務の実地検査に関すること。			○	○	

3 [略]

(土木部長等専決事項)

- (5) 部長、審査指導監及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部県税室長に限る。）の服務に関すること。
- (7) [略]

5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センター及び審査指導監に係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(3) [略]
- (4) 行政センターの所長及び農業改良普及室長並びに審査指導監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (5) 行政センターの所長及び農業改良普及室長並びに審査指導監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 行政センターの所長及び農業改良普及室長並びに審査指導監の休暇その他の服務並びに行政センターに置く室の長（農業改良普及室長を除く。）の服務に関すること。
- (7) [略]

6 [略]

(部長等共通専決事項)

第31条 広域振興局の部長及び審査指導監並びに行政センターの所長の専決できる事項は、次のとおり（北上土木センター所長、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、第8号に掲げる事項を除く。）とする。

- (1) 部、審査指導監又は所の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2)～(11) [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

部長等	経営企画部長、総務部長、県税部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、水産部長、 <u>土木部長及び審査指導監</u>
[略]	

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
6 市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること				○	

2 広域振興局の経営企画部企画推進課長、総務部総務課長並びに経営企画部及び経営企画部地域振興センターの管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部企画推進課長	総務部総務課長	経営企画部管理主幹	経営企画部地域振興センター管理主幹	
[略]					
3 [略]	[略]				

3 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 [略]

(県民生活センター所長専決事項)

第44条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条－第32条関係）

事務	専決権者					備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	センターに置く室の長	
[略]						

[略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	センターに置く室の長	
[略]	[略]							
27 [略]	[略]							
28 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第12条第3項及び第13条第1項	届出の受理		○				総務部長を除く。
	第9条第1項及び第2項	勸告		○				

第38条 [略]

(審査指導監専決事項)

第38条の2 広域振興局の審査指導監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 会計事務の実地検査に関すること。

2 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の審査指導監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関すること。

(2) 物品の処分（貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。）に関すること。

(3) 岩手県収入証紙の売りさばき、売渡し、還付及び交換に関すること。

(4) 岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。

(5) 返還等によって交換した岩手県収入証紙の廃棄に関すること。

(6) 複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約に関すること。

(県民生活センター所長専決事項)

第44条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定による報告徴収、立入調査、質問聴取及び物品集取に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条－第32条関係）

事務	専決権者					備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長	センターに置く室の長	
[略]						

[略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者					備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	センターに置く室の長	
[略]	[略]							
27 [略]	[略]							

	第10条第1項	変更命令		<input type="radio"/>			
	第11条第2項	期間の短縮		<input type="radio"/>			
29	[略]	[略]					
30	[略]	[略]					
31	[略]	[略]					
32	用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関する事務	用品の購入及び払出し		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長
33	物品の管理及び処分に関する事務	物品の出納通知及び貸付け並びに処分		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							部長にあつては、総務部長に限る。
34	複写機の賃貸借及び保守契約に関する事務	所管区域内の地方公所に係る複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約に関すること		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							部長にあつては、総務部長に限る。
35	予算の執行に関する事務	[略]	[略]				
		1 件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）を含み、次に掲げるものを除く。） (1)・(2) [略]					
							1 [略] 2 センター所長にあつては、総務センター所長に限る。
		令達された歳出予算の範囲内での支出命令		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							部長にあつては、総務部長に限る。
36	収入金の徴収に関する事務	[略]		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							部長にあつては、総務部長に限る。

28	[略]	[略]					
29	[略]	[略]					
30	[略]	[略]					
31	物品の管理に関する事務	物品の出納通知及び貸付け		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長
32	予算の執行に関する事務	[略]	[略]				
		1 件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）及び用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入に係るものを含み、次に掲げるものを除く。） (1)・(2) [略]					
							1 [略] 2 センター所長にあつては、総務センター所長に限る。
		令達された歳出予算の範囲内での支出命令		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長
33	収入金の徴収に関する事務	[略]		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
							次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長

37 岩手県 収入証紙 条例(昭和39年岩手県条例第39号)の施行に関する事務	第5条第1項 第5条第2項 第7条ただし書	収入証紙の売りさばき 収入証紙の売渡し 収入証紙の還付及び交換		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		次に掲げる者 に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長
38 岩手県 収入証紙 条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の施行に関する事務	第10条第2項 第11条第2項	売りさばき所の変更及び増設の承認 届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		部長にあつては、総務部長に限る。
39 収入証紙の取扱いに関する事務		返還等によって交換した収入証紙の廃棄		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		次に掲げる者 に限る。 1 部長にあつては、総務部長 2 センター所長にあつては、総務センター所長

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
13 [略]	[略]					
14 [略]	[略]					
[略]						
31の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の	[略]	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第9号の行為に係る設	[略]			

																長にあつては、総務センター所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	
[略]						
13 [略]	[略]					
13の2 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)の施行に関する事務	第18条第1項 第28条第2項 第29条第2項 第30条第2項	技術基準適合命令 指導及び助言 報告徴収 立入検査		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
14 [略]	[略]					
[略]						
31の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の	[略]	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第8号の行為に係る設	[略]			

促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）の施行に関する事務	備整備計画の同意及び変更の同意
[略]	

[略]

促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）の施行に関する事務	備整備計画の同意及び変更の同意
[略]	

[略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	

[略]

4 農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の施行に関する事務（農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、 <u>農業共済組合連合会</u> 、土地改良区連合、たばこ耕作組合、一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（別に定めるものに限る。）に係るものを除く。）	[略]
--	-----

[略]

33 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	[略]	[略]
	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第9条第2項並びに第87条の2第10項及び第87条の3第6項において準用する第87条第7項	
	[略]	

[略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	

[略]

4 農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の施行に関する事務（農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、 <u>農業共済組合</u> 、土地改良区連合、たばこ耕作組合、一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（別に定めるものに限る。）に係るものを除く。）	[略]
---	-----

[略]

33 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	[略]	[略]
	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第9条第2項並びに第87条の2第10項及び第87条の3第6項において準用する第87条第8項	
	[略]	

[略]

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
5 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事務	第10条第1項及び第3項	[略]					
	第12条において権限が属することとされる信託法第46条第1項、第62条第4項（同法第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項及び第131条第4項	[略]					
	[略]						
	第19条第1項及び第3項（それぞれ第109条第1項において準用する場合を含む。）	[略]					
	第24条第1項及び第3項（第109条第1項において準用する場合を含む。）	[略]					
第25条（第109条第1項において準用する場合を含む。）	[略]						

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
5 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事務	第10条第1項及び第3項（ <u>第109条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。</u> ）	[略]					
	第10条第4項（ <u>第109条第1項において準用する場合を含む。</u> ）	信託規程変更の届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	第12条において権限が属することとされる信託法第46条第1項、第62条第4項（同法第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項及び第131条第4項	[略]					
	[略]						
	第19条第1項及び第3項（ <u>第109条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。</u> ）	[略]					
	第19条第4項（ <u>第109条第1項において準用する場合を含む。</u> ）	共済規程変更の届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	第24条第1項及び第3項（ <u>第109条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。</u> ）	[略]					
	第24条第4項（ <u>第109条第1項において準用する場合を含む。</u> ）	林地処分事業実施規程変更の届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	第25条（第109条第1項において準用する場合を含む。）	[略]					
	第26条の3第1項及び第3項（ <u>第109条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。</u> ）	森林経営規程の設定、変更及び廃止の承認		<input type="radio"/>			
第26条の3第4項（ <u>第109条第1項にお</u>	森林経営規程変更の届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

	第53条第1項及び第3項（第109条第3項において準用する場合を含む。）	[略]	
	[略]		
	第100条第4項において準用する第84条第2項	[略]	
	第102条第1項	[略]	
	[略]		

[略]

7 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	[略]		
第19条第1項第1号	森林経営計画の認定、変更の認定、変更すべき旨の通知、届出の受理及び認定の取消し又は森林施業計画の変更の認定、変更すべき旨の通知、届出の受理及び認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]	
第19条第3項	市町村長の意見の聴取（森林経営計画又は森林施業計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]	
第19条第4項	市町村長への通知（森林経営計画又は森林施業計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]	
	[略]		

[略]

8の2 農山漁村再生可能エネルギー法の施行に関する事務	[略]	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第4号の行為（開発面積が10ヘクタール未満のものに限る。）又は同項第5号の行為に係る設備整備計画の同意及び変更の同意	[略]
-----------------------------	-----	--	-----

[略]

[略]

	いて準用する場合を含む。）						
	第53条第1項及び第3項（第109条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	[略]					
	[略]						
	第100条第4項において準用する第84条第2項	[略]					
	第100条の8第1項、第100条の16及び第100条の22	組織変更の認可等		○			
	第102条第1項	[略]					
	[略]						

[略]

7 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	[略]		
第19条第1項第1号	森林経営計画の認定、変更の認定、変更すべき旨の通知、届出の受理及び認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]	
第19条第3項	市町村長の意見の聴取（森林経営計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]	
第19条第4項	市町村長への通知（森林経営計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]	
	[略]		

[略]

8の2 農山漁村再生可能エネルギー法の施行に関する事務	[略]	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第3号の行為（開発面積が10ヘクタール未満のものに限る。）又は同項第4号の行為に係る設備整備計画の同意及び変更の同意	[略]
-----------------------------	-----	--	-----

[略]

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	センター所長	
[略]					
8	[略]	[略]			
8の2 農山漁村再生可能エネルギー法の施行に関する事務	[略]	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第6号の行為で次に掲げるものに関する設備整備計画の同意及び変更の同意 (1)～(5) [略]	[略]		
[略]					

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	部に置く室の長	
[略]					
10 道路法の施行に関する事務	[略]	第44条の2第1項から第5項まで 違法放置物件に対する措置	[略]		[略]
[略]					
13の2 災害対策基本法の施行に関する事務	[略]	第76条の7 [略]			
[略]					
36 県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号)の施行に関する事務(岩手県営運動公園及び岩手県立御	[略]				

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	センター所長	
[略]					
8	[略]	[略]			
8の2 災害対策基本法の施行に関する事務	第76条の6第1項	指定道路区間の指定及び車両の占有者等に対する措置命令		○	○
	第76条の6第2項	指定道路区間の周知		○	○
	第76条の6第3項	車両の移動等の措置の実施		○	○
	第76条の6第4項	土地の一時使用等		○	○
8の3 農山漁村再生可能エネルギー法の施行に関する事務	[略]	農山漁村再生可能エネルギー法第7条第4項第5号の行為で次に掲げるものに関する設備整備計画の同意及び変更の同意 (1)～(5) [略]	[略]		
[略]					

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	部に置く室の長	
[略]					
10 道路法の施行に関する事務	[略]	第44条の2第1項から第5項まで 違法放置等物件に対する措置	[略]		[略]
[略]					
13の2 災害対策基本法の施行に関する事務	[略]	第76条の7第1項 [略]			
[略]					
36 県立都市公園条例の施行に関する事務(岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係るもの	[略]				

所湖広域公園の艇庫に係るものを除く。)							
[略]							
54 建築基準法の施行に関する事務	[略]	[略]				[略]	
	[略]						
[略]							
62 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	第74条第1項	指導及び助言		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。	
	第75条第1項及び第75条の2第1項	届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第75条第2項	届出に係る指示		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第75条第5項及び第75条の2第3項	報告の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第75条第6項及び第75条の2第4項	報告に係る勧告		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第75条の2第2項	届出に係る勧告		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第87条第10項	報告の徴収又は立入検査		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
[略]							
65の5 [略]	[略]						

を除く。)							
[略]							
54 建築基準法の施行に関する事務	[略]	[略]				[略]	
	[略]						
[略]							
62 削除							
[略]							
65の5 [略]	[略]						
65の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第8条	指導及び助言		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。	
	第12条第1項及び第2項、第13条第2項及び第3項、第15条第3項、第19条第1項、第20条第2項並びに附則第3条第2項及び第7項	計画の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第12条第3項及び第13条第4項	判定結果の通知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第12条第4項及び第13条第5項	期間の延長及び通知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第12条第5項及び第13条第6項	適合するかどうかを決定することができない旨の通知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第14条第1項	基準適合命令		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第14条第2項	基準適合要請		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第16条第1項、第19条第2項及び附則第3条第3項	必要な措置の指示		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第16条第2項、第19条第3項及び附則第3条第4項	措置命令		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第16条第3項、第20条第3項及び附則第3条第8項	協議の求め		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第17条第1項、第21条第1項、第38条及び附則第3条第9項	報告の徴収及び立入検査		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	第29条第1項及び	申請の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

		第36条第1項					
		第30条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。）及び第36条第2項	認定			○	○
		第30条第2項（第31条第2項において準用する場合を含む。）	申出の受理			○	○
		第30条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）	建築主事への通知			○	○
		第32条	報告の徴収			○	○
		第33条	改善命令			○	○
		第34条及び第37条	認定の取消し			○	○
65の7	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の施行に関する事務	第11条及び第29条	証明書の交付			○	○
65の8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の施行に関する事務	第9条 第14条及び第23条	適合通知 不認定の通知			○	○
66	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]	[略]	[略]
	2 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
		第11条第2項	[略]
		[略]	[略]
		第28条第1項及び第3項	[略]

[略]

66	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]	[略]	[略]
	2 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
		第11条第2項	[略]
		[略]	[略]
		第28条第1項及び第4項	[略]

[略]

[略]	
第31条第2項及び第3項	[略]
第33条第2項	[略]
第33条の6第1項	[略]
[略]	
第56条第8項	第50条第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
[略]	

[略]	
4 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	[略]
第13条	施設入所等の措置の解除

児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]
	第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
	第11条第2項	[略]
	[略]	
	第28条第1項及び第4項	[略]
	[略]	
	第31条第2項及び第3項	[略]
	第33条第2項	[略]
	第33条の6第1項	[略]
	[略]	
	第56条第8項	第50条第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
	[略]	

2 児童虐待の防止	[略]
-----------	-----

[略]	
第31条第2項及び第3項	[略]
第31条第4項	延長者に対する措置
第33条第2項及び第7項	[略]
第33条第9項	保護延長者の一時保護及びその委託
第33条の4	措置等の解除に係る説明等
第33条の6第1項	[略]
[略]	
第56条第4項	第50条第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収に係る報告の請求、書類の閲覧及び資料の提供の請求
[略]	

[略]	
4 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	[略]
第13条第1項から第3項まで	施設入所等の措置の解除等
第13条の2	施設入所等の措置の解除時の安全確認等

児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]
	第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護
	第11条第1項第2号へ(2)から(5)まで	相談の対応及び援助、交流の場の提供、選定及び調整並びに計画の作成
	第11条第1項第2号ト	相談の対応及び援助
	第11条第1項第3号	支援
	第11条第2項	[略]
	[略]	
	第28条第1項及び第3項	[略]
	[略]	
	第31条第2項及び第3項	[略]
	第31条第4項	延長者に対する措置
	第33条第2項及び第7項	[略]
	第33条第9項	保護延長者の一時保護及びその委託
	第33条の4	措置等の解除に係る説明等
第33条の6第1項	[略]	
[略]		
第56条第4項	第50条第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収に係る報告の請求、書類の閲覧及び資料の提供の請求	
[略]		

2 児童虐待の防止	[略]
-----------	-----

	等に関する法律の 施行に関する事務	<u>第13条</u>	施設入所等の措置の解 除
--	----------------------	-------------	-----------------

[略]

	等に関する法律の 施行に関する事務	<u>第13条第1項から第 3項まで</u>	施設入所等の措置の解 除等
		<u>第13条の2</u>	施設入所等の措置の解 除時の安全確認等

[略]

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県林業技術 センター所長	1 林業技術センター条 例（平成15年岩手県条 例第19号）の施行に関 する事務	<u>第9条</u>	<u>手数料の免除</u>
	[略]		
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県林業技術 センター所長	1 林業技術センター条 例（平成5年岩手県条 例第19号）の施行に関 する事務	<u>第11条</u>	<u>受講料等の免除</u>
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。